

由布市公告第6号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び由布市契約事務規則（平成17年規則第51号）第27条の規定に基づき公告する。

令和8年1月8日

由布市長 相馬 尊重



本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。

電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか由布市電子入札運用基準による。

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和7年度 湯布院地区導・送水管布設替工事実施設計業務委託
- (2) 履行場所 大分県由布市湯布院町川北
- (3) 履行期間 本契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで
- (4) 業務の概要 実施設計 1式
業務の内容
 - ① 詳細設計 1式
 - ② 測量調査 1式 ※詳細は仕様書を参照
- (5) 予定価格 ¥10,978,000-（消費税及び地方消費税を含む。）
¥9,980,000-（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限価格 設定しない。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日現在で由布市の令和7年度競争入札参加有資格者名簿（建設コンサルタント等）の土木コンサルタント業務（上水道）の業種に登録がされている者であること。
- (3) 由布市内又は大分市内に本店があること。
- (4) 企業の業務実績として、平成27年4月1日以降に、国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人が発注した、水道法で規定する水道施設に水道水の供給に伴う水道

管路の実施設計並びに工事発注に必要となる積算資料の作成を行った実績を有する者であること。

- (5) この案件に係る仕様書を確認したうえで業務が可能な者であること。
- (6) 次の①・②の技術者を配置できること。
 - ・配置予定技術者は、雇用継続期間3ヶ月以上の自社の正社員とする。
 - ・管理技術者と照査技術者は兼務することはできないものとする。
 - ① 管理技術者（測量）
 - ・測量士又は測量士補
 - ② 照査技術者（測量）
 - ・測量士
 - ③ 管理技術者（土木コンサルタント（上水道））
 - ・「資格種類別担当業務一覧表（第4段階）」に記載されている土木コンサルタント（上水道）に係る資格を有する者
 - ④ 照査技術者（土木コンサルタント（上水道））
 - ・「資格種類別担当業務一覧表（第4段階）」に記載されている土木コンサルタント（上水道）に係る資格を有する者
- (7) 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても、由布市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加資格者の指名停止等措置要綱（平成17年告示第4号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実

又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

- (10) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。

3 入札手続等

(1) 担当課

郵便番号 879-5498

由布市庄内町柿原302番地

由布市財政課契約検査室（本館2階）

電話 097-582-1176（内線）1253 阿部・澤村

(2) 本公告内容の交付期間、場所及び交付方法

① 交付期間

令和8年1月8日（木）から令和8年1月28日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

② 交付場所

由布市庄内町柿原302番地

由布市財政課契約検査室（本館2階）

電話 097-582-1176（内線）1253 阿部・澤村

③ 交付方法

交付については、インターネットでの交付とする。

大分県共同利用型入札情報サービスシステム

(<https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPLMENU>)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び場所等

① 閲覧期間

令和8年1月8日（木）から令和8年1月28日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

② 閲覧場所・閲覧方法

大分県共同利用型電子入札システムにおける設計図書等閲覧によるものとする。

(<https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>)

(4) 設計図書等の複写及び質疑応答

① 設計図書が大分県共同利用型電子入札システムにて閲覧できない場合は、設計図書（PDF）を配布するので、閲覧期間中に由布市財政課契約検査室（本館2階）へ新品のCD-Rを1枚持参して申し出ること。

② 設計図書等に質問がある場合には、次により書面（様式自由）で提出すること。

ア 提出期間

令和8年1月9日（金）から令和8年1月22日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

由布市庄内町柿原302番地

由布市水道課（新館2階）

電話 097-582-1328（直通）担当：松尾・小山

③ ②の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

質問書の提出を受けた日の翌々日から令和8年1月28日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所・閲覧方法

大分県共同利用型電子入札システムにおける設計図書等閲覧によるものとする。

(5) 競争入札参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期間及び方法等

① 提出期間

令和8年1月9日（金）から令和8年1月23日（金）午後5時まで

② 提出方法

原則、電子入札システムによるものとする。なお、提出するファイルは原則としてPDF形式で保存されたものに限る。

③ 提出書類

別紙様式第1号（その3）、様式第2号（その3）、様式第3号（その2）、様式第4号（その2）により作成すること。

※なお各様式記載の要領により作成、資料の添付を行うこと。

(6) 現場説明会 実施しない。

(7) 入札保証金 免除とする。

(8) 入札

① 入札書提出期間

令和8年1月26日（月）午前9時から令和8年1月28日（水）午後5時まで

② 入札方法等

原則、電子入札システムによるものとする。

③ 入札執行回数

予定価格に達しない場合は再入札する。但し、入札回数は2回を限度とする。

④ 再入札書提出締切日時

特に指示がない限り、再入札書の提出締切時刻は、前回の開札予定日時の翌日の同時刻とする。

⑤ その他

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 予定価格は事後公表とする。

ウ 最低制限価格は設定していない。

4 開札

- (1) 開札予定日時 令和8年1月29日(木) 午前11時32分予定
開札場所 由布市庄内町柿原302番地
由布市役所本庁舎(市民ホール2階 2-2会議室)
- (2) 開札の立会い 由布市電子入札立会要領によるものとする。

5 競争参加資格の事後審査及び落札決定

- (1) 開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。
- (2) 開札終了後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者の申請書等について審査し、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていることを確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないことを確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とするものとする。ただし、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続を行う。
- (3) (2)の審査により競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。

(2)により、落札者を決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表するものとする。

- (4) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して2日(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。)以内に行うものとする。

6 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、5の(3)の通知の日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。)以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を書面(様式自由)を持参して求めることができるものとする。
- (2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、書面の提出があった日の翌日から起算して8日以内に書面により回答する。
- (3) (1)の書面の提出場所は、3の(1)の担当課とする。

7 契約保証金

- (1) 由布市契約事務規則第7条8の規定により免除とする。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札者としての資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定し難い入札
- (7) 電子入札にあっては、市長が指定する認証方法を用いない者のした入札
- (8) 電子入札にあっては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
- (9) 公告に示した競争参加資格のない者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- (10) 申請書等を提出しなかった者のした入札
- (11) 閲覧期間内に設計図書を閲覧していない者のした入札
- (12) 予定価格を超える金額での入札

- (13) 申請書等の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札
- (14) 当該入札において談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定された場合（談合情報と落札候補者が一致している場合で、次の①から④のいずれかに該当する場合）は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。
- ① 落札予定金額（率）が入札結果と一致している場合
 - ② すべての入札参加者が、入札結果と一致している場合
 - ③ 入札結果と落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は入札金額内訳書に不自然な事実がある場合
 - ④ その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合

9 支払い条件

前 払 金 有
部 分 払 無

10 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、由布市契約事務規則、由布市要件設定型一般競争入札実施要領（電子入札用）、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次の①又は②に該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- ① 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。
（指名停止要綱に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。）
 - ② 公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、(3)の①又は②に該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うものとする。
- この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (5) 契約担当者は、契約締結後において、契約者が(3)又は(4)に該当していた場合は、

契約の解除を行なうことができるものとする。

- (6) 落札候補者、落札者、仮契約者及び契約者は、入札後に(3)の①又は②に該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。
- (7) 当該入札に参加しようとした者の名称並びに、その者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。
- (8) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (9) その他不明な点は、由布市財政課契約検査室まで照会のこと。

由布市庄内町柿原302番地

由布市財政課契約検査室(本館2階)

電話 097-582-1111(内線)1253 阿部・澤村